

# 利晶学園 設置する学校に係る部活動の活動方針

2019年3月制定

利晶学園（以下、「学園」という）は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（2018年3月）」文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（2018年12月）」および「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」の趣旨を踏まえ、「大阪初芝学園 設置する学校に係る部活動の活動方針（以下、「本方針」という）」として、生徒の安心・安全のために策定し、ここに公表する。

本方針は、利晶学園大阪立命館中学校・高等学校、初芝富田林中学校・高等学校、初芝橋本中学校・高等学校の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施する方向を示すものである。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

## 1. 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

### (3) 適切な指導の実施

ア 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。

イ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 2 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、ジュニア期における活動時間に関する研究も考慮し、以下を基準とする。

### 【中学校】

- 休養日の設定は以下の通りとする。
  - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
  - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、土曜日および学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。なお、原則として平日は18時30分、土曜日は16時30分を完全下校とし、学校の休業日は午前または午後活動時間を設定する。

### 【高等学校】

- 休養日の設定は以下の通りとする。
  - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。週末に大会参加等で確保が困難な場合にあっても、少なくとも1日を休養日として確保する。
  - ・週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、土曜日および学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。なお、原則として平日は19時00分、土曜日は17時30分を完全下校とし、学校の休業日は午前または午後活動時間を設定する。
- 土曜日および学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

## 3 その他

ア 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

イ 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

ウ 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。